

国総計第59号
平成29年7月20日

北海道運輸局交通政策部長 殿

総合政策局公共交通政策部 交通計画課長
(公印省略)

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）

高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や高齢運転者の交通安全対策を強化する道路交通法の一部を改正する法律の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が重要となっている。

本年3月に設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（本年6月30日公表。別添1及び2参照）においては、高齢者の移動手段の確保にあたっては、運輸行政と福祉行政の連携を強化し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組を促進することが重要であることが示されている。

これを踏まえ、貴部においては、高齢者の移動手段の確保に向けた取組が強化されるよう、以下の点につき、速やかに取り組まれない。

1. 地域公共交通施策に取り組むにあたっては、地方公共団体（市町村）の内部において、交通部局と福祉部局が十分に連携（政策立案、情報共有、意識改革等）するよう、地方公共団体（市町村）の交通部局に対して、周知・徹底されたい。

(参考：市町村における交通部局と福祉部局の連携の例)

○福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進。

- ・交通部局が把握している運輸分野の制度や運用実態に関する知見の福祉施策への反映（福祉サービスとして実施される高齢者の運送に対する自家用有償運送制度など道路運送法制の制度紹介・運用実態の知見提供等）
- ・福祉部局が把握している地域の高齢者等の移動に関するニーズの交通施策への反映（デマンド型交通の導入、バス停の位置の改善等）

2. 交通関係の地域の協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等）の開催に際しては、高齢者の移動手段に関する視点が確保されるよう、会議出席の負担を考慮しつつ、必要に応じて、地方公共団体（市町村）の福祉・介護担当者や生活支援コーディネーター等を協議会の構成員として加えることを地方公共団体（都道府県・市町村）に助言されたい。
3. 介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）に基づき地域に設置され

る協議体から、高齢者の移動手段の確保に関する検討のため、地方運輸（支）局の担当者又は地方公共団体（都道府県・市町村）の交通担当者の参加を求められた場合には、積極的に応じるよう周知・徹底されたい。

4. 上記1～3をはじめとする高齢者の移動手段の確保に向けた取組がより実効的なものとなるよう、地方厚生局と十分な連携を図られたい。
5. 地域公共交通網形成計画の策定に際し、地方公共団体（都道府県・市町村）に対する助言その他の支援を行うにあたっては、上記検討会中間とりまとめも踏まえ、計画が高齢者の移動手段の確保の観点も考慮したものとなるよう対応されたい。

なお、別添3及び4のとおり、厚生労働省からは、地方公共団体（市町村）の福祉部局あてに交通部局との連携強化を促す旨の通知及び事務連絡が発出されており、また、別添5のとおり、警察庁からは、都道府県警察に地方公共団体福祉部局との連携強化を促す旨の通知が発出されていることを申し添える。

以上

国総計第59号
平成29年7月20日

東北運輸局交通政策部長 殿

総合政策局公共交通政策部 交通計画課長
(公印省略)

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）

高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や高齢運転者の交通安全対策を強化する道路交通法の一部を改正する法律の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が重要となっている。

本年3月に設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（本年6月30日公表。別添1及び2参照）においては、高齢者の移動手段の確保にあたっては、運輸行政と福祉行政の連携を強化し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組を促進することが重要であることが示されている。

これを踏まえ、貴部においては、高齢者の移動手段の確保に向けた取組が強化されるよう、以下の点につき、速やかに取り組まれない。

1. 地域公共交通施策に取り組むにあたっては、地方公共団体（市町村）の内部において、交通部局と福祉部局が十分に連携（政策立案、情報共有、意識改革等）するよう、地方公共団体（市町村）の交通部局に対して、周知・徹底されたい。

(参考：市町村における交通部局と福祉部局の連携の例)

○福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進。

- ・交通部局が把握している運輸分野の制度や運用実態に関する知見の福祉施策への反映（福祉サービスとして実施される高齢者の運送に対する自家用有償運送制度など道路運送法制の制度紹介・運用実態の知見提供等）
- ・福祉部局が把握している地域の高齢者等の移動に関するニーズの交通施策への反映（デマンド型交通の導入、バス停の位置の改善等）

2. 交通関係の地域の協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等）の開催に際しては、高齢者の移動手段に関する視点が確保されるよう、会議出席の負担を考慮しつつ、必要に応じて、地方公共団体（市町村）の福祉・介護担当者や生活支援コーディネーター等を協議会の構成員として加えることを地方公共団体（都道府県・市町村）に助言されたい。
3. 介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）に基づき地域に設置され

る協議体から、高齢者の移動手段の確保に関する検討のため、地方運輸（支）局の担当者又は地方公共団体（都道府県・市町村）の交通担当者の参加を求められた場合には、積極的に応じるよう周知・徹底されたい。

4. 上記1～3をはじめとする高齢者の移動手段の確保に向けた取組がより実効的なものとなるよう、地方厚生局と十分な連携を図られたい。
5. 地域公共交通網形成計画の策定に際し、地方公共団体（都道府県・市町村）に対する助言その他の支援を行うにあたっては、上記検討会中間とりまとめも踏まえ、計画が高齢者の移動手段の確保の観点も考慮したものとなるよう対応されたい。

なお、別添3及び4のとおり、厚生労働省からは、地方公共団体（市町村）の福祉部局あてに交通部局との連携強化を促す旨の通知及び事務連絡が発出されており、また、別添5のとおり、警察庁からは、都道府県警察に地方公共団体福祉部局との連携強化を促す旨の通知が発出されていることを申し添える。

以上

国総計第59号
平成29年7月20日

関東運輸局交通政策部長 殿

総合政策局公共交通政策部 交通計画課長
(公印省略)

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）

高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や高齢運転者の交通安全対策を強化する道路交通法の一部を改正する法律の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が重要となっている。

本年3月に設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（本年6月30日公表。別添1及び2参照）においては、高齢者の移動手段の確保にあたっては、運輸行政と福祉行政の連携を強化し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組を促進することが重要であることが示されている。

これを踏まえ、貴部においては、高齢者の移動手段の確保に向けた取組が強化されるよう、以下の点につき、速やかに取り組まれない。

1. 地域公共交通施策に取り組むにあたっては、地方公共団体（市町村）の内部において、交通部局と福祉部局が十分に連携（政策立案、情報共有、意識改革等）するよう、地方公共団体（市町村）の交通部局に対して、周知・徹底されたい。

（参考：市町村における交通部局と福祉部局の連携の例）

○福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進。

- ・交通部局が把握している運輸分野の制度や運用実態に関する知見の福祉施策への反映（福祉サービスとして実施される高齢者の運送に対する自家用有償運送制度など道路運送法制の制度紹介・運用実態の知見提供等）
- ・福祉部局が把握している地域の高齢者等の移動に関するニーズの交通施策への反映（デマンド型交通の導入、バス停の位置の改善等）

2. 交通関係の地域の協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等）の開催に際しては、高齢者の移動手段に関する視点が確保されるよう、会議出席の負担を考慮しつつ、必要に応じて、地方公共団体（市町村）の福祉・介護担当者や生活支援コーディネーター等を協議会の構成員として加えることを地方公共団体（都道府県・市町村）に助言されたい。
3. 介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）に基づき地域に設置され

る協議体から、高齢者の移動手段の確保に関する検討のため、地方運輸（支）局の担当者又は地方公共団体（都道府県・市町村）の交通担当者の参加を求められた場合には、積極的に応じるよう周知・徹底されたい。

4. 上記1～3をはじめとする高齢者の移動手段の確保に向けた取組がより実効的なものとなるよう、地方厚生局と十分な連携を図られたい。
5. 地域公共交通網形成計画の策定に際し、地方公共団体（都道府県・市町村）に対する助言その他の支援を行うにあたっては、上記検討会中間とりまとめも踏まえ、計画が高齢者の移動手段の確保の観点も考慮したものとなるよう対応されたい。

なお、別添3及び4のとおり、厚生労働省からは、地方公共団体（市町村）の福祉部局あてに交通部局との連携強化を促す旨の通知及び事務連絡が発出されており、また、別添5のとおり、警察庁からは、都道府県警察に地方公共団体福祉部局との連携強化を促す旨の通知が発出されていることを申し添える。

以上

国総計第59号
平成29年7月20日

北陸信越運輸局交通政策部長 殿

総合政策局公共交通政策部 交通計画課長
(公印省略)

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）

高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や高齢運転者の交通安全対策を強化する道路交通法の一部を改正する法律の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が重要となっている。

本年3月に設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（本年6月30日公表。別添1及び2参照）においては、高齢者の移動手段の確保にあたっては、運輸行政と福祉行政の連携を強化し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組を促進することが重要であることが示されている。

これを踏まえ、貴部においては、高齢者の移動手段の確保に向けた取組が強化されるよう、以下の点につき、速やかに取り組まれない。

1. 地域公共交通施策に取り組むにあたっては、地方公共団体（市町村）の内部において、交通部局と福祉部局が十分に連携（政策立案、情報共有、意識改革等）するよう、地方公共団体（市町村）の交通部局に対して、周知・徹底されたい。

(参考：市町村における交通部局と福祉部局の連携の例)

○福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進。

- ・交通部局が把握している運輸分野の制度や運用実態に関する知見の福祉施策への反映（福祉サービスとして実施される高齢者の運送に対する自家用有償運送制度など道路運送法制の制度紹介・運用実態の知見提供等）
- ・福祉部局が把握している地域の高齢者等の移動に関するニーズの交通施策への反映（デマンド型交通の導入、バス停の位置の改善等）

2. 交通関係の地域の協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等）の開催に際しては、高齢者の移動手段に関する視点が確保されるよう、会議出席の負担を考慮しつつ、必要に応じて、地方公共団体（市町村）の福祉・介護担当者や生活支援コーディネーター等を協議会の構成員として加えることを地方公共団体（都道府県・市町村）に助言されたい。
3. 介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）に基づき地域に設置され

る協議体から、高齢者の移動手段の確保に関する検討のため、地方運輸（支）局の担当者又は地方公共団体（都道府県・市町村）の交通担当者の参加を求められた場合には、積極的に応じるよう周知・徹底されたい。

4. 上記1～3をはじめとする高齢者の移動手段の確保に向けた取組がより実効的なものとなるよう、地方厚生局と十分な連携を図られたい。
5. 地域公共交通網形成計画の策定に際し、地方公共団体（都道府県・市町村）に対する助言その他の支援を行うにあたっては、上記検討会中間とりまとめも踏まえ、計画が高齢者の移動手段の確保の観点も考慮したものとなるよう対応されたい。

なお、別添3及び4のとおり、厚生労働省からは、地方公共団体（市町村）の福祉部局あてに交通部局との連携強化を促す旨の通知及び事務連絡が発出されており、また、別添5のとおり、警察庁からは、都道府県警察に地方公共団体福祉部局との連携強化を促す旨の通知が発出されていることを申し添える。

以上

国総計第59号
平成29年7月20日

中部運輸局交通政策部長 殿

総合政策局公共交通政策部 交通計画課長
(公印省略)

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）

高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や高齢運転者の交通安全対策を強化する道路交通法の一部を改正する法律の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が重要となっている。

本年3月に設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（本年6月30日公表。別添1及び2参照）においては、高齢者の移動手段の確保にあたっては、運輸行政と福祉行政の連携を強化し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組を促進することが重要であることが示されている。

これを踏まえ、貴部においては、高齢者の移動手段の確保に向けた取組が強化されるよう、以下の点につき、速やかに取り組まれない。

1. 地域公共交通施策に取り組むにあたっては、地方公共団体（市町村）の内部において、交通部局と福祉部局が十分に連携（政策立案、情報共有、意識改革等）するよう、地方公共団体（市町村）の交通部局に対して、周知・徹底されたい。

（参考：市町村における交通部局と福祉部局の連携の例）

○福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進。

- ・交通部局が把握している運輸分野の制度や運用実態に関する知見の福祉施策への反映（福祉サービスとして実施される高齢者の運送に対する自家用有償運送制度など道路運送法制の制度紹介・運用実態の知見提供等）
- ・福祉部局が把握している地域の高齢者等の移動に関するニーズの交通施策への反映（デマンド型交通の導入、バス停の位置の改善等）

2. 交通関係の地域の協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等）の開催に際しては、高齢者の移動手段に関する視点が確保されるよう、会議出席の負担を考慮しつつ、必要に応じて、地方公共団体（市町村）の福祉・介護担当者や生活支援コーディネーター等を協議会の構成員として加えることを地方公共団体（都道府県・市町村）に助言されたい。
3. 介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）に基づき地域に設置される協議体から、高齢者の移動手段の確保に関する検討のため、地方運輸（支）

局の担当者又は地方公共団体（都道府県・市町村）の交通担当者の参加を求められた場合には、積極的に応じるよう周知・徹底されたい。

4. 上記1～3をはじめとする高齢者の移動手段の確保に向けた取組がより実効的なものとなるよう、地方厚生局と十分な連携を図られたい。
5. 地域公共交通網形成計画の策定に際し、地方公共団体（都道府県・市町村）に対する助言その他の支援を行うにあたっては、上記検討会中間とりまとめも踏まえ、計画が高齢者の移動手段の確保の観点も考慮したものとなるよう対応されたい。

なお、別添3及び4のとおり、厚生労働省からは、地方公共団体（市町村）の福祉部局あてに交通部局との連携強化を促す旨の通知及び事務連絡が発出されており、また、別添5のとおり、警察庁からは、都道府県警察に地方公共団体福祉部局との連携強化を促す旨の通知が発出されていることを申し添える。

以上

国総計第59号
平成29年7月20日

近畿運輸局交通政策部長 殿

総合政策局公共交通政策部 交通計画課長
(公印省略)

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）

高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や高齢運転者の交通安全対策を強化する道路交通法の一部を改正する法律の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が重要となっている。

本年3月に設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（本年6月30日公表。別添1及び2参照）においては、高齢者の移動手段の確保にあたっては、運輸行政と福祉行政の連携を強化し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組を促進することが重要であることが示されている。

これを踏まえ、貴部においては、高齢者の移動手段の確保に向けた取組が強化されるよう、以下の点につき、速やかに取り組まれない。

1. 地域公共交通施策に取り組むにあたっては、地方公共団体（市町村）の内部において、交通部局と福祉部局が十分に連携（政策立案、情報共有、意識改革等）するよう、地方公共団体（市町村）の交通部局に対して、周知・徹底されたい。

(参考：市町村における交通部局と福祉部局の連携の例)

○福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進。

- ・交通部局が把握している運輸分野の制度や運用実態に関する知見の福祉施策への反映（福祉サービスとして実施される高齢者の運送に対する自家用有償運送制度など道路運送法制の制度紹介・運用実態の知見提供等）
- ・福祉部局が把握している地域の高齢者等の移動に関するニーズの交通施策への反映（デマンド型交通の導入、バス停の位置の改善等）

2. 交通関係の地域の協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等）の開催に際しては、高齢者の移動手段に関する視点が確保されるよう、会議出席の負担を考慮しつつ、必要に応じて、地方公共団体（市町村）の福祉・介護担当者や生活支援コーディネーター等を協議会の構成員として加えることを地方公共団体（都道府県・市町村）に助言されたい。
3. 介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）に基づき地域に設置され

る協議体から、高齢者の移動手段の確保に関する検討のため、地方運輸（支）局の担当者又は地方公共団体（都道府県・市町村）の交通担当者の参加を求められた場合には、積極的に応じるよう周知・徹底されたい。

4. 上記1～3をはじめとする高齢者の移動手段の確保に向けた取組がより実効的なものとなるよう、地方厚生局と十分な連携を図られたい。
5. 地域公共交通網形成計画の策定に際し、地方公共団体（都道府県・市町村）に対する助言その他の支援を行うにあたっては、上記検討会中間とりまとめも踏まえ、計画が高齢者の移動手段の確保の観点も考慮したものとなるよう対応されたい。

なお、別添3及び4のとおり、厚生労働省からは、地方公共団体（市町村）の福祉部局あてに交通部局との連携強化を促す旨の通知及び事務連絡が発出されており、また、別添5のとおり、警察庁からは、都道府県警察に地方公共団体福祉部局との連携強化を促す旨の通知が発出されていることを申し添える。

以上

国総計第59号
平成29年7月20日

中国運輸局交通政策部長 殿

総合政策局公共交通政策部 交通計画課長
(公印省略)

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）

高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や高齢運転者の交通安全対策を強化する道路交通法の一部を改正する法律の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が重要となっている。

本年3月に設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（本年6月30日公表。別添1及び2参照）においては、高齢者の移動手段の確保にあたっては、運輸行政と福祉行政の連携を強化し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組を促進することが重要であることが示されている。

これを踏まえ、貴部においては、高齢者の移動手段の確保に向けた取組が強化されるよう、以下の点につき、速やかに取り組まれない。

1. 地域公共交通施策に取り組むにあたっては、地方公共団体（市町村）の内部において、交通部局と福祉部局が十分に連携（政策立案、情報共有、意識改革等）するよう、地方公共団体（市町村）の交通部局に対して、周知・徹底されたい。

(参考：市町村における交通部局と福祉部局の連携の例)

○福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進。

- ・交通部局が把握している運輸分野の制度や運用実態に関する知見の福祉施策への反映（福祉サービスとして実施される高齢者の運送に対する自家用有償運送制度など道路運送法制の制度紹介・運用実態の知見提供等）
- ・福祉部局が把握している地域の高齢者等の移動に関するニーズの交通施策への反映（デマンド型交通の導入、バス停の位置の改善等）

2. 交通関係の地域の協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等）の開催に際しては、高齢者の移動手段に関する視点が確保されるよう、会議出席の負担を考慮しつつ、必要に応じて、地方公共団体（市町村）の福祉・介護担当者や生活支援コーディネーター等を協議会の構成員として加えることを地方公共団体（都道府県・市町村）に助言されたい。
3. 介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）に基づき地域に設置され

る協議体から、高齢者の移動手段の確保に関する検討のため、地方運輸（支）局の担当者又は地方公共団体（都道府県・市町村）の交通担当者の参加を求められた場合には、積極的に応じるよう周知・徹底されたい。

4. 上記1～3をはじめとする高齢者の移動手段の確保に向けた取組がより実効的なものとなるよう、地方厚生局と十分な連携を図られたい。
5. 地域公共交通網形成計画の策定に際し、地方公共団体（都道府県・市町村）に対する助言その他の支援を行うにあたっては、上記検討会中間とりまとめも踏まえ、計画が高齢者の移動手段の確保の観点も考慮したものとなるよう対応されたい。

なお、別添3及び4のとおり、厚生労働省からは、地方公共団体（市町村）の福祉部局あてに交通部局との連携強化を促す旨の通知及び事務連絡が発出されており、また、別添5のとおり、警察庁からは、都道府県警察に地方公共団体福祉部局との連携強化を促す旨の通知が発出されていることを申し添える。

以上

国総計第59号
平成29年7月20日

四国運輸局交通政策部長 殿

総合政策局公共交通政策部 交通計画課長
(公印省略)

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）

高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や高齢運転者の交通安全対策を強化する道路交通法の一部を改正する法律の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が重要となっている。

本年3月に設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（本年6月30日公表。別添1及び2参照）においては、高齢者の移動手段の確保にあたっては、運輸行政と福祉行政の連携を強化し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組を促進することが重要であることが示されている。

これを踏まえ、貴部においては、高齢者の移動手段の確保に向けた取組が強化されるよう、以下の点につき、速やかに取り組まれない。

1. 地域公共交通施策に取り組むにあたっては、地方公共団体（市町村）の内部において、交通部局と福祉部局が十分に連携（政策立案、情報共有、意識改革等）するよう、地方公共団体（市町村）の交通部局に対して、周知・徹底されたい。

(参考：市町村における交通部局と福祉部局の連携の例)

○福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進。

- ・交通部局が把握している運輸分野の制度や運用実態に関する知見の福祉施策への反映（福祉サービスとして実施される高齢者の運送に対する自家用有償運送制度など道路運送法制の制度紹介・運用実態の知見提供等）
- ・福祉部局が把握している地域の高齢者等の移動に関するニーズの交通施策への反映（デマンド型交通の導入、バス停の位置の改善等）

2. 交通関係の地域の協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等）の開催に際しては、高齢者の移動手段に関する視点が確保されるよう、会議出席の負担を考慮しつつ、必要に応じて、地方公共団体（市町村）の福祉・介護担当者や生活支援コーディネーター等を協議会の構成員として加えることを地方公共団体（都道府県・市町村）に助言されたい。
3. 介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）に基づき地域に設置され

る協議体から、高齢者の移動手段の確保に関する検討のため、地方運輸（支）局の担当者又は地方公共団体（都道府県・市町村）の交通担当者の参加を求められた場合には、積極的に応じるよう周知・徹底されたい。

4. 上記1～3をはじめとする高齢者の移動手段の確保に向けた取組がより実効的なものとなるよう、地方厚生局と十分な連携を図られたい。
5. 地域公共交通網形成計画の策定に際し、地方公共団体（都道府県・市町村）に対する助言その他の支援を行うにあたっては、上記検討会中間とりまとめも踏まえ、計画が高齢者の移動手段の確保の観点も考慮したものとなるよう対応されたい。

なお、別添3及び4のとおり、厚生労働省からは、地方公共団体（市町村）の福祉部局あてに交通部局との連携強化を促す旨の通知及び事務連絡が発出されており、また、別添5のとおり、警察庁からは、都道府県警察に地方公共団体福祉部局との連携強化を促す旨の通知が発出されていることを申し添える。

以上

国総計第59号
平成29年7月20日

九州運輸局交通政策部長 殿

総合政策局公共交通政策部 交通計画課長
(公印省略)

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）

高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や高齢運転者の交通安全対策を強化する道路交通法の一部を改正する法律の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が重要となっている。

本年3月に設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（本年6月30日公表。別添1及び2参照）においては、高齢者の移動手段の確保にあたっては、運輸行政と福祉行政の連携を強化し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組を促進することが重要であることが示されている。

これを踏まえ、貴部においては、高齢者の移動手段の確保に向けた取組が強化されるよう、以下の点につき、速やかに取り組まれない。

1. 地域公共交通施策に取り組むにあたっては、地方公共団体（市町村）の内部において、交通部局と福祉部局が十分に連携（政策立案、情報共有、意識改革等）するよう、地方公共団体（市町村）の交通部局に対して、周知・徹底されたい。

(参考：市町村における交通部局と福祉部局の連携の例)

○福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進。

- ・交通部局が把握している運輸分野の制度や運用実態に関する知見の福祉施策への反映（福祉サービスとして実施される高齢者の運送に対する自家用有償運送制度など道路運送法制の制度紹介・運用実態の知見提供等）
- ・福祉部局が把握している地域の高齢者等の移動に関するニーズの交通施策への反映（デマンド型交通の導入、バス停の位置の改善等）

2. 交通関係の地域の協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等）の開催に際しては、高齢者の移動手段に関する視点が確保されるよう、会議出席の負担を考慮しつつ、必要に応じて、地方公共団体（市町村）の福祉・介護担当者や生活支援コーディネーター等を協議会の構成員として加えることを地方公共団体（都道府県・市町村）に助言されたい。
3. 介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）に基づき地域に設置され

る協議体から、高齢者の移動手段の確保に関する検討のため、地方運輸（支）局の担当者又は地方公共団体（都道府県・市町村）の交通担当者の参加を求められた場合には、積極的に応じるよう周知・徹底されたい。

4. 上記1～3をはじめとする高齢者の移動手段の確保に向けた取組がより実効的なものとなるよう、地方厚生局と十分な連携を図られたい。
5. 地域公共交通網形成計画の策定に際し、地方公共団体（都道府県・市町村）に対する助言その他の支援を行うにあたっては、上記検討会中間とりまとめも踏まえ、計画が高齢者の移動手段の確保の観点も考慮したものとなるよう対応されたい。

なお、別添3及び4のとおり、厚生労働省からは、地方公共団体（市町村）の福祉部局あてに交通部局との連携強化を促す旨の通知及び事務連絡が発出されており、また、別添5のとおり、警察庁からは、都道府県警察に地方公共団体福祉部局との連携強化を促す旨の通知が発出されていることを申し添える。

以上

国総計第59号
平成29年7月20日

沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局公共交通政策部 交通計画課長
(公印省略)

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）

高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や高齢運転者の交通安全対策を強化する道路交通法の一部を改正する法律の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が重要となっている。

本年3月に設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（本年6月30日公表。別添1及び2参照）においては、高齢者の移動手段の確保にあたっては、運輸行政と福祉行政の連携を強化し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組を促進することが重要であることが示されている。

これを踏まえ、貴部においては、高齢者の移動手段の確保に向けた取組が強化されるよう、以下の点につき、速やかに取り組まれない。

1. 地域公共交通施策に取り組むにあたっては、地方公共団体（市町村）の内部において、交通部局と福祉部局が十分に連携（政策立案、情報共有、意識改革等）するよう、地方公共団体（市町村）の交通部局に対して、周知・徹底されたい。

(参考：市町村における交通部局と福祉部局の連携の例)

○福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進。

- ・交通部局が把握している運輸分野の制度や運用実態に関する知見の福祉施策への反映（福祉サービスとして実施される高齢者の運送に対する自家用有償運送制度など道路運送法制の制度紹介・運用実態の知見提供等）
- ・福祉部局が把握している地域の高齢者等の移動に関するニーズの交通施策への反映（デマンド型交通の導入、バス停の位置の改善等）

2. 交通関係の地域の協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等）の開催に際しては、高齢者の移動手段に関する視点が確保されるよう、会議出席の負担を考慮しつつ、必要に応じて、地方公共団体（市町村）の福祉・介護担当者や生活支援コーディネーター等を協議会の構成員として加えることを地方公共団体（都道府県・市町村）に助言されたい。
3. 介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）に基づき地域に設置され

る協議体から、高齢者の移動手段の確保に関する検討のため、地方運輸（支）局の担当者又は地方公共団体（都道府県・市町村）の交通担当者の参加を求められた場合には、積極的に応じるよう周知・徹底されたい。

4. 上記1～3をはじめとする高齢者の移動手段の確保に向けた取組がより実効的なものとなるよう、地方厚生局と十分な連携を図られたい。
5. 地域公共交通網形成計画の策定に際し、地方公共団体（都道府県・市町村）に対する助言その他の支援を行うにあたっては、上記検討会中間とりまとめも踏まえ、計画が高齢者の移動手段の確保の観点も考慮したものとなるよう対応されたい。

なお、別添3及び4のとおり、厚生労働省からは、地方公共団体（市町村）の福祉部局あてに交通部局との連携強化を促す旨の通知及び事務連絡が発出されており、また、別添5のとおり、警察庁からは、都道府県警察に地方公共団体福祉部局との連携強化を促す旨の通知が発出されていることを申し添える。

以上